

（警察庁）

項 目 名	改正犯収法の施行に伴う犯罪利用防止措置用口座等の開設等に係る所要の措置		
税 目	租税条約等実施特例法		
要 望 の 内 容	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 34 号。以下「改正犯収法」という。）の施行に伴い、新たに導入される口座等犯罪利用防止措置における犯罪利用防止措置用口座等の開設等について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）上の「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」及び「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」における特定手続の対象外とする。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 改正犯収法により創設された犯罪利用防止措置用口座等について、当該口座等の開設等を租税条約等実施特例法上の特定手続の対象外とすることで、金融機関等への氏名及び住所等を記載した届出書の提出義務等を免除し、都道府県警察や金融機関等の負担を削減する。 (2) 施策の必要性 口座等犯罪利用防止措置を実施するに当たって、警察官は、犯罪利用防止措置用口座等を開設等するところ、こうした犯罪利用防止措置用口座等に係る取引が租税条約等実施特例法で定める特定取引又は暗号資産等取引に当たる場合には、特定取引又は暗号資産等取引を行う者は、氏名及び住所等を記載した届出書を当該金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないことから、犯罪利用防止措置口座等の開設等についても届出書の提出義務を負うこととなる。 犯罪利用防止措置用口座等については、一般の預貯金口座等と異なり、犯罪利用の防止のために都道府県警察によって開設等され、犯罪グループに当該口座の通帳等を譲渡等したとしても警察及び金融機関によって適切に管理されるものであることから、国際的な脱税及び租税回避に用いられるものではない。 したがって、都道府県警察にこうした提出義務を課すことは都道府県警察、金融機関等に無用な負担を負わせるものであり、犯罪利用防止措置用口座等の開設等を租税条約等実施特例法上の特定手続の対象外とすることが適当である。 なお、犯収法においても、預貯金口座等の開設等といった取引を行う際には、金融機関等の特定事業者に対して本人確認等の取引時確認を義務付けているところ、改正犯収法において犯罪利用防止措置用口座等に係る取引を取引時確認の適用除外としている。この点、租税条約等実施特例法においても特定手続の対象から当該口座等の開設等を除外することで、整合性がとれることとなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		令和8年6月に成立、公布された改正犯収法に基づき、今回新たに要望を行うものである。